

約款(LION FX のお客様用)対比表

2023年6月26日

(青字部分は追加、青字部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第 27 条 (取引条件の変更)</p> <p>お客様は、天災地変、経済事情の激変その他やむを得ない事由 (以下これらをまとめて「不測の事態」といいます) に基づいて当社が取引条件等の制限または変更を行った場合、その措置に従うものとします。</p> <p>上記措置は例えば、必要証拠金率の引き上げ、取引可能数量の引き下げ、新規取引の停止、決済取引の制限及び通貨ペアの取扱いを停止することによるポジションの強制決済等を含み、それら措置の一部または全部を段階的又は即時に行うことがあります。また、不測の事態が発生した場合、その規模や影響等によっては、十分な時間的猶予なく上記措置を実施する場合があります。</p>	<p>第 27 条 (取引条件の変更不測の事態への対応)</p> <p>お客様は、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、金融市場の閉鎖や混乱、各国の経済事情の激変その他やむを得ない事由等、不可抗力と認められる事由 (以下、これらをまとめて「不測の事態」といいます。) に基づいて当社が取引条件等の制限または変更を行った場合、その措置に従うものとします。</p> <p>上記措置は例えば、必要証拠金率の引き上げ、取引可能数量の引き下げ、新規取引の停止、決済取引の制限及び通貨ペアの取扱いを停止することによるポジションの強制決済等を含み、それら措置の一部または全部を段階的又は即時に行うことがあります。また、不測の事態が発生した場合、その規模や影響等によっては、十分な時間的猶予なく上記措置を実施する場合があります。</p>
<p>第 33 条 (免責事項)</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) ~ (10) 省略</p>	<p>第 33 条 (免責事項)</p> <p>次の各号に掲げる事由によりお客様または第三者がこうむる損害については、当社は免責されるものとします。ただし、当社に故意または重過失があったことにより損害を生じた場合を除きます。</p> <p>(1) 天災地変・政変・ストライキ・経済事情の激変等、不可抗力と認められる事由第 27 条記載の不測の事態により、本取引の執行、金銭の授受もしくは預託の手続き等が遅延し、または不能になったことにより生じた損害</p> <p>(2) ~ (10) 省略</p>
<p>第 35 条 (サービス利用の制限)</p> <p>お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、サービス利用を制限するものとします。</p> <p>(1) ~ (11) 省略</p>	<p>第 35 条 (サービス利用の制限)</p> <p>お客様が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、サービス利用を制限するものとします。</p> <p>(1) ~ (11) 省略</p> <p>(12) お客様が生活保護法被保護者であることを確認したとき</p> <p>(13) 次条の届出により、お客様が成年後見制度によって、成年被後見人等であることを確認したとき (成年後見制度のうち、利用する制度 (法定後見制度 (後見・保佐・補助) または</p>

<p>(12) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、サービス利用の制限を行わなければならないとき</p>	<p>任意後見制度) によって、サービス利用の制限の範囲が異なる場合があります。)</p> <p>(14) 預託証拠金額を問わず、一定期間、ログインおよび口座の動き(入金および取引)が確認できなかったとき</p> <p>(15) 前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、サービス利用の制限を行わなければならないとき</p>
<p>新設</p>	<p>第 36 条 (成年後見人等の届出)</p> <p>お客様は家庭裁判所によって、成年後見制度が開始されることとなった場合やすでに成年後見制度が開始されている場合、ただちに成年後見人等として選任された方の氏名その他必要な事項について届出を行うものとします。</p> <p>2. お客様は前項の届出事項について、取消または変更が生じた場合には、ただちにその旨の届出を行うものとします。</p> <p>3. 当社は前 2 項の届出の遅れや届出に関する不備等により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。</p>
<p>新設</p>	<p>第 37 条 (本システムの中止および廃止)</p> <p>やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は、本システムの提供を中止または廃止することができるものとし、お客様はこれに予め承諾するものとします。</p> <p>2. お客様は、前項により、通知された中止または廃止日までに全てのポジションを反対売買し、本取引を終了することを予め承諾するものとします。</p>
<p>第 36 条 (契約締結時の書面の交付) 以下、条番の繰り下げのみ</p>	<p>第 368 条 (契約締結時の書面の交付)</p>
<p>2022 年 11 月 14 日現在</p>	<p>2023 年 6 月 26 日現在</p>